

アメリカにおける個人退職勘定（IRA）の変容

——1997年納税者救済法による改革を中心に——

野 村 容 康

要 旨

アメリカの個人退職勘定（以下 IRA）は、1974年の従業員退職所得保障法に基づき、雇用主が提供する適格退職年金に加入していない従業員を対象に導入された。しかし、その後1980年代の二度にわたる IRA 制度の変更は、個人の IRA 利用に大きな影響を与えた。すなわち、参加資格制限が撤廃された80年代前半では、年々の拠出によって IRA は順調にその残高を増やしていったものの、1986年税制改革による、IRA 参加のための企業年金加入者への所得制限は、それ以降の拠出額を大きく減退させたのである。そういった背景の下、最近の IRA 残高の伸びのほとんどは資産価格の値上がりによるものと推定される。

そのような流れを受けて、1997年の納税者救済法（TRA97）では、退職貯蓄を充実させつつ、国民貯蓄水準の向上を図る目的で、IRA 制度が大幅に改正された。その主たる変更点は、これまでの伝統的 IRA を拡充するとともに、「ロス IRA」という新たな勘定を創設したことである。基本的に、伝統的 IRA が拠出・運用非課税、給付課税の扱いを受けるのとは反対に、ロス IRA は拠出課税、運用・給付非課税の関係となる。

本稿での分析の結果、このようなロス IRA の導入を柱とする TRA97は、貯蓄にマイナスの影響を与える可能性が高いだけでなく、「勤労者の退職所得保障」という IRA 本来の意義を揺るがし、必然的に所得課税による再分配政策目標をいっそう後退させるものと考えられる。そのように評価する主たる理由は以下の通りである。

第一に、ロス IRA では、適格要件を充たさないで引き出す際に、拠出部分に対するペナルティがかからないことから、そうした早期引出しの誘因が働きやすいことである。また、伝統的 IRA の拡充も、既存の確定拠出型年金プランとの競合等によって、IRA 利用者の増大には直結しにくい。第二に、ロス IRA は次世代への遺産継承のための貯蓄を有利にすることである。これは、ロス IRA に

は退職後の必要最低給付の義務がないばかりか、本質的に超過利潤への課税が不可能であるため、世代を超えた長期的な資産運用がきわめて有利になるからである。第三に、以上のような要因が絡み、ロス IRA が、比較的富裕な企業年金加入者にとって有利な資産形成手段となっていることである。最後に、新たな制度ではロス IRA は伝統的 IRA と競合関係に置かれ、後者から前者への移管も可能となっていることも、上記三つの傾向を増幅するという意味で重要である。これによって新規の拠出だけでなく、これまでの伝統的 IRA 資産も、ロス IRA によって侵食される可能性が生じているからである。

目 次

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| I. はじめに | 1. 伝統的 IRA |
| II. IRA とその制度的変遷 | 2. ロス IRA |
| III. IRA の実態——その利用状況と資産額の推移 | V. 伝統的 IRA とロス IRA の比較 |
| 1. IRA の利用状況 | 1. 等価性の条件 |
| 2. IRA 資産額 | 2. ロス IRA の特質 |
| 3. IRA 資産額の変動要因 | VI. TRA97による IRA 改革の含意——むすび |
| IV. TRA97による改革 | に代えて |

I. はじめに

1997年8月、アメリカでは納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997; 以下 TRA97) が成立し、1980年代初頭以来の比較的大規模な減税が行われた。TRA97の主要な目的の一つは、貯蓄に対する優遇措置を拡大することによって、資本形成へのインセンティブを高めることにあった¹⁾。具体的には、長期キャピタル・ゲインに対する税率の引下げ、遺産・贈与税の基礎控除額の段階的引上げ、法人企業と小規模企業に対する減税などがあげられるが、さらに従来個人退職勘定制度 (Individual Retirement Arrangements 以下 IRA 制度) に対しても大幅な変更が加えられている。

こうした TRA97による一連の貯蓄拡充措

には、アメリカにおける最近の低い貯蓄水準が密接に関連している。すなわち、1980年代前半に10%を超えていた個人貯蓄率は1990年代に入って急速に低下し、改革時の1997年には4%となった。これは諸外国と比較しても極端に低い数値であり、このような個人貯蓄の低迷が将来の持続的経済成長の阻害要因とならないかが危惧されたのである²⁾。そうした背景のなか、とりわけ IRA 制度の改革に関しては、アメリカ国民の多くが退職期に備えて十分な資金を蓄えていないという懸念が強く反映されている。実際、最近のいくつかの実証研究もこの点を裏付けており、特に退職期を目前にしたベビー・ブーマー世代による深刻な貯蓄不足を指摘している³⁾。そこで、今回の改正では IRA 制度の拡大を通じて、退職貯蓄を充実し、以って国民貯蓄水準全体の向上が企図されたのである⁴⁾。

本稿は、TRA97によるIRA制度の改革に焦点を当てるが、その直接の理由はこの改革において従来の伝統的IRA（traditional IRA）に加え、「ロスIRA（Roth IRA）」と呼ばれる新たな制度が創設されたことにある。ロスIRAと伝統的IRAは、一定の条件の下で課税後収益に与える効果は等しくなるが、両者には實際上いくつかの重要な差異が存在し、この点が租税政策・社会保障政策上、重大な関心を惹起している。なぜなら、新しい制度では伝統的IRAとロスIRAが代替的に併置されたため、ロスIRAに固有の性質と制度的要素によって、「企業年金非加入者の退職所得保障」というIRA制度本来の意義と性格が一変する可能性が生じているからである。

このような視角から、本稿はこれまでのIRA制度の変遷とその実態を概観し、TRA97において従来のIRA制度がどのように変容したのかを明らかにする。そして、新設されたロスIRAの特質およびそれと伝統的IRAとの相違を明確にし、今回のIRA制度の変更が主として貯蓄振興と退職所得の確保を狙いとするアメリカの所得課税政策・退職所得保障政策にとっていかなる意味をもつのかについて考察する。

II. IRAとその制度的変遷

アメリカでは、勤労者に退職貯蓄のインセンティブを付与することは、1942年歳入法（Revenue Act of 1942）が雇用主による適格退職年金拠出の非課税控除を認めて以来、租税政策上の重要な目標の一つとみなされるようになった。それ以降、税制優遇の後押しを受けて企業年金資産残高は1950年の130億ドルから1993年には2兆2,000億ドルと飛躍的に成長す

るが、しかし依然として勤労者全体のおよそ半分しか企業年金に加入しておらず、多くの従業員が雇用主拠出に対する課税上の優遇から恩恵を受けられない状況が続いている⁵⁾。そこで、このような老後に備えた資産形成面での不平等を解消するために、IRA制度は、1974年の従業員退職所得保障法（ERISA）に基づき、雇用主が提供する適格退職年金に加入できない勤労者を対象にして創設された⁶⁾。そうした導入経緯に鑑みれば、IRA制度のそもそもの存在意義は、「企業年金非加入者のための退職所得保障」という点にこそ求められてこよう。いずれにせよ、IRAとは勤労者（被雇用者）が個人で開設する退職貯蓄勘定のことであるが、厳密には内国歳入法408条の要件を充たす個人退職勘定（Individual Retirement Account）と個人退職年金（Individual Retirement Annuity）を意味している。

通常、この制度の下では、従業員が個人で金融機関に口座を開設し、毎年任意に掛け金を設定して拠出する。拠出金は所得控除され、年々の運用益についても課税が繰り延べられる。そして、一定の年齢（59.5歳）に達した後に引き出して、初めて元金と収益の双方に所得税が課せられる仕組みになっている。また、IRA保有者が70.5歳に達して以降は毎年、必要最低給付（Required Minimum Distribution；以下RMD）を引き出す義務が課せられ、拠出も不可となる。RMDはIRA残高をその時点での保険数理に基づいた平均余命で割った額として算出される。導入当初、IRAへの年間の拠出額は、その年における報酬の15%か、1,500ドルのどちらか低い金額までとされた。

1981年の経済再建税法（Economic Recovery Tax Act of 1981；ERTA81）は、IR

A に対する拠出限度額を引き上げるとともに、「企業年金への加入者以外」という IRA への参加資格制限を撤廃した。すなわち、翌1982年から、IRA への拠出限度額は個人の報酬額の100%か、2,000ドル（夫婦合算申告では4,000ドル）のどちらか低い金額までとなり、同時に、企業が提供する適格年金に加入する従業員にも IRA への非課税拠出が許されるようになったのである。

ところが、このように資格制限の撤廃によって IRA への拠出が増大する一方で、それがより高額所得者に有利に働いているのではないかとの批判が高まった。そのため、1986年税制改革法（Tax Reform Act of 1986；TRA 86）は、垂直的再分配を強化する目的から企業年金加入者による IRA 拠出に対して制限を加えた。すなわち、1987年からは、独身者かあるいは夫婦いずれかの配偶者が、雇用主が提供する退職年金に加入している場合、IRA への控除可能な拠出限度額（2,000ドル）は調整総所得（Adjusted Gross Income；以下 AGI）の25,000ドルから漸減し、40,000ドルで消失した。夫婦の場合も、同様に AGI の40,000ドルから拠出限度額が漸減し、50,000ドルで0となったのである。

Ⅲ. IRA の実態——その利用状況と資産額の推移

1. IRA の利用状況

IRA 導入後の二度の大きな制度変更は、IRA の拠出額や利用状況に大きな影響を与えた。図1は1979年からの IRA への非課税拠出額とその利用割合を示している。1982年には

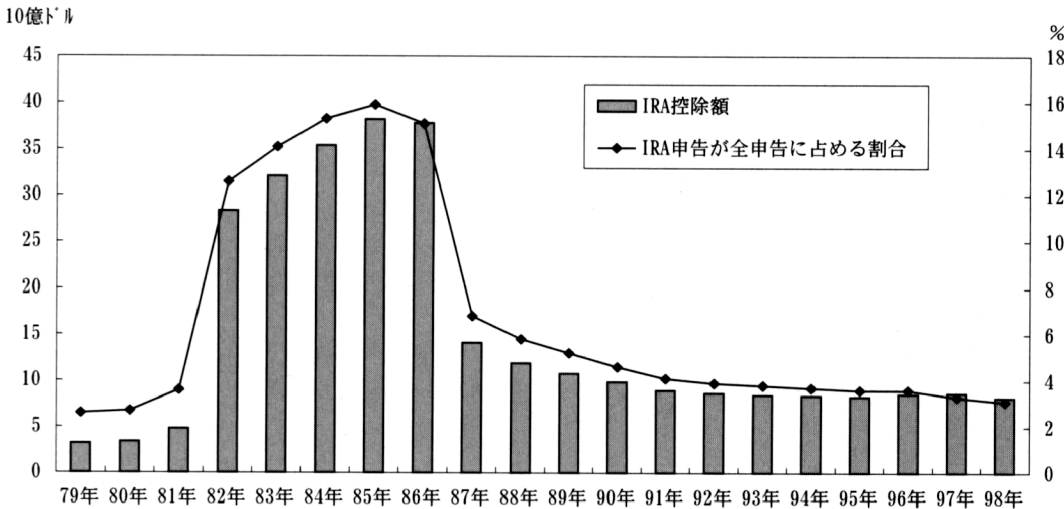
IRA への参加資格制限が撤廃されたことによって、拠出額は前年の48億ドルから283億ドルに急増した。内国歳入庁への全申告者に占める IRA 拠出者の割合も、1981年の4%から1982年には13%に伸びている。

その後、IRA 拠出額は1985年の382億ドルまで拡大するが、1987年からの企業年金加入者に対する IRA の利用制限は、一転してこの年の拠出額を141億ドルへと激減させた。先の IRA 拠出者の割合も1987年には前年の半分以下となっており、その後も IRA 利用者の割合は年々低下傾向を辿っている。

次に、控除可能な IRA の利用という税制上の恩典が垂直的公平の観点からどのように配分されているか見てみよう。表1は1985年と1996年における所得階層別の IRA 利用状況を示している。両年について比較すると、以下の点が見て取れる。第一に、IRA 利用資格のある勤労所得申告者に占める IRA 申告者の割合は、全体で85年の18%から96年の4%に大幅に低下しているが、そうした傾向が比較的高額所得者により顕著に見られることである。第二に、85年では IRA の利用割合は所得水準の上昇とともに確実に高まっている一方で、96年では必ずしもそうでない。96年で IRA の利用割合が最も大きいのは、調整総所得が3万～5万ドルの低所得階層となっている。

これらの点から、86年の企業年金加入者に対する参加制限は、IRA の利用が高所得者に集中しているといった意味での垂直的不公平の緩和にある程度貢献したと考えられる。ただし、96年でも IRA 利用資格者全体の25%である5万ドル以上の世帯が非課税拠出額全体の34%を占めているように、控除の利用が高所得層に偏っているという傾向はなお変わっていない。

図1 IRA 控除額と申告割合



〔出所〕 Internal Revenue Service, Individual Income Tax Returns.

表1 IRA の所得階層別利用状況

①1985年

調整総所得	申告書数（100万）	勤労所得申告者数に占める割合（％）	非課税拠出額（10億ドル）
～ \$ 10,000	0.6	2.3	1.1
\$ 10,000～ \$ 30,000	5.1	13.6	9.7
\$ 30,000～ \$ 50,000	5.7	32.9	13.5
\$ 50,000～ \$ 75,000	3.0	56.5	8.7
\$ 75,000～ \$ 100,000	0.9	74.1	2.7
\$ 100,000～	0.8	76.1	2.6
合 計	16.2	17.8	38.2

②1996年

調整総所得	申告書数（100万）	勤労所得申告者数に占める割合（％）	非課税拠出額（10億ドル）
～ \$ 10,000	0.3	1.1	0.4
\$ 10,000～ \$ 30,000	1.6	4.3	2.8
\$ 30,000～ \$ 50,000	1.4	6.9	2.4
\$ 50,000～ \$ 75,000	0.5	3.5	1.1
\$ 75,000～ \$ 100,000	0.2	4.5	0.7
\$ 100,000～	0.4	6.6	1.1
合 計	4.4	4.1	8.6

〔出所〕 IRS, Individual Income Tax Returns.

2. IRA 資産額

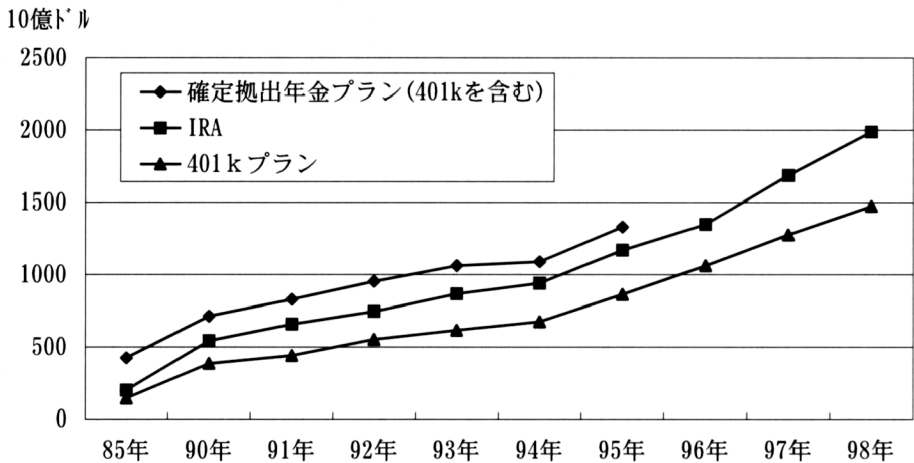
ストックとしての IRA 資産額（残高）は、図 2 に示されるように、1985年の2,000億ドルから90年には5,400億ドル、98年には約2兆ドルと年々着実に増大している。これを他の企業年金資産額との相対的な規模で見れば、90年代に入って以降、401kプラン残高の約1.3～1.4倍、確定拠出年金プラン残高の約9割となって

いる。IRA 残高の資産構成については、この間預金の占める割合が減少し、それに代わってミューチュアル・ファンドの比重が高まっている（図 3）。最近では、IRA 残高の約半分がミューチュアル・ファンドを通じて各種有価証券に投資されている⁷⁾。

3. IRA 資産額の変動要因

では、このような IRA 資産額の増大をもた

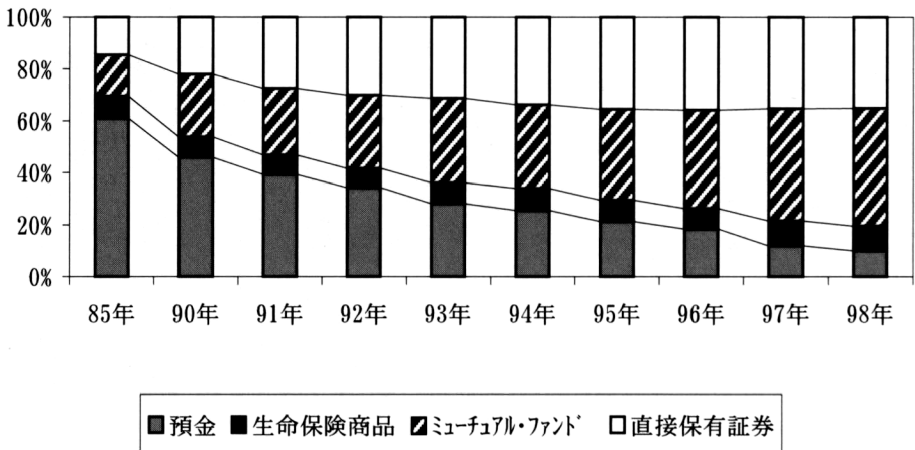
図 2 IRA, 401k プラン, 確定拠出年金資産額の推移



〔出所〕 IRA 資産額は ICI より、401k プラン、確定拠出年金プランは Employee Benefit Research Institute, EBRI Data Book on Employee Benefit。

1997年以降の401kの数値は、ICI による暫定値。

図 3 IRA 資産額の構成



〔出所〕 ICI, Mutual Fund Fact Book.

表2 IRA資産額とその変動要因

(単位 10億ドル)

	IRA 残高 ¹⁾	IRA 控除額	IRA からの 課税引出し ²⁾	キャピタル・ ゲイン	利子・配当	ロールオーバー と誤差
1981年	26.1	4.8				
1982年	52.4	28.3	1.4	1.1	3.0	-4.7
1983年	91.3	32.1	2.4	1.4	5.2	2.6
1984年	132.1	35.4	3.6	1.6	10.1	-2.7
1985年	199.7	38.2	5.3	7.5	12.0	15.2
1986年	277.1	37.8	7.3	13.9	12.9	20.1
1987年	337.9	14.1	9.5	-3.8	18.7	41.4
1988年	393.0	11.9	11.1	14.4	24.3	15.6
1989年	465.4	10.8	13.9	21.7	26.5	27.3
1990年	543.3	9.9	17.6	-5.7	31.7	59.6
1991年	657.2	9.0	20.6	59.0	32.4	34.1
1992年	746.0	8.7	26.3	13.4	33.6	59.4
1993年	867.5	8.5	27.1	28.3	31.5	80.3
1994年	940.9	8.4	33.1	-6.9	41.9	63.1
1995年	1169.4	8.3	37.3	190.5	39.5	27.5
1996年	1347.4	8.6	45.5	148.7	44.2	22.0
1997年	1685.9	8.7	55.2	287.6	42.9	54.5

(注) 1) SOI データによると、1987年以前は、IRA からの引出しが年金受取り額から区別されていなかったため、IRA 資産額と個人の保有年金資産総額との割合から、IRA 引出し額を推定している。

2) ICI のデータでは、1997年から IRA 資産額の Bank and Thrift Deposit の中に Keogh プランによる貯蓄が含まれているため、後者の成長率が前者に等しいとの仮定の下、後者を IRA 残高から除外している。

〔出所〕IRA 残高: Investment Company Institute (ICI), *Mutual Fund Fact Book* 各年より

IRA 控除額および IRA からの課税引出し: Internal Revenue Service, *Statistics of Income* 各年より

キャピタル・ゲイン額: IRA 残高構成 (ICI データ) から IRA を株式関連資産とそれ以外に区分し、前者 (前年末) に S & P 500 指数の前年12月から当年12月までの変化率を乗じて計算。

利子・配当額: 利子額は、キャピタル・ゲイン額の推定と同様に、株式関連以外の前年末資産額に当年の平均利子率 (10年国債) を、配当額は、前年末の株式関連資産額に配当一株価比率を乗じてそれぞれ計算。

らした要因は何であろうか。表2はIRA残高を変動させる5つの要因となる、①非課税拠出、②勘定からの引出し、③キャピタル・ゲイン、④利子・配当、⑤他の退職貯蓄からのロール・オーバー (移管) を示している⁸⁾。もちろんIRAからの引出し以外はすべてIRA資産額の変動に対してプラスに作用する。ただし、これらの要因のなかでキャピタル・ゲイン、利子・配当、ロール・オーバーについては直接的なデータが存在しないため、以下の仮定に基づき推定している。

まずキャピタル・ゲインについては、ICIのIRA残高構成を参考に資産額をエクイティ関連資産とそれ以外に区分し、その前年末のエク

イティ資産額にS & P 500指数の前年末から当年末までの変化率を乗じて算出している。配当についても、同じく推定されたエクイティ資産額に当年の配当株価比率を乗じて算出している。利子については、IRA資産額からエクイティ資産を除いた部分を主として利子をもたらす資産とみなし、これに平均利子率の指標として10年国債利子率を掛けて計算した。最後にロール・オーバーは、以上4つの要素で説明できない部分とした。したがって、この中には多分に推定上の誤差が含まれている可能性がある、数値の信頼度はあまり高くないかもしれない。

表3は、上記の要素の、IRA資産額の変動

表3 IRA資産額の伸びに対する寄与率

(単位 %)

	IRA 資産額の 成長率	IRA 控除額	IRA からの 課税引出し	キャピタル・ ゲイン	利子・配当	ロールオーバー と誤差
1982年	100.8	107.6	-5.3	4.1	11.6	-18.0
1983年	74.2	82.5	-6.2	3.5	13.4	6.8
1984年	44.7	86.8	-8.8	3.9	24.7	-6.6
1985年	51.2	56.5	-7.8	11.2	17.7	22.4
1986年	38.8	48.8	-9.4	17.9	16.6	26.0
1987年	21.9	23.2	-15.6	-6.3	30.7	68.0
1988年	16.3	21.6	-20.1	26.2	44.1	28.2
1989年	18.4	14.9	-19.2	30.0	36.6	37.7
1990年	16.7	12.7	-22.6	-7.3	40.7	76.5
1991年	21.0	7.9	-18.1	51.8	28.4	30.0
1992年	13.5	9.8	-29.6	15.1	37.8	66.9
1993年	16.3	7.0	-22.3	23.3	25.9	66.1
1994年	8.5	11.4	-45.1	-9.4	57.1	86.0
1995年	24.3	3.6	-16.3	83.4	17.3	12.0
1996年	15.2	4.8	-25.6	83.6	24.8	12.4
1997年	25.1	2.6	-16.3	85.0	12.7	16.1

に対する寄与率を示している。つまり、それぞれの数値は、IRA 資産額100%の変動に対して、それぞれの要因が何%寄与しているかを表している。これらの表から読み取れるおおよその傾向として以下の点があげられる。第一に、86年までは拠出がIRA 残高の成長の主要な要因となっている。この点は、(1)で見たようにIRA 利用資格制限の撤廃が年々の拠出額を大幅に増加させたことに加えて、そのことがいかにIRA 残高の増大に直結したかを物語っている。

第二に、87年以降92年頃まで、利子・配当が比較的大きく残高の伸びに貢献している。非課税拠出の急速な落ち込みにともなってIRA 資産額の成長率が低下しているなかで、相対的に安定的な経常所得の寄与率が高まったものと考えられる。

第三に、95年以降は残高の成長のほとんどがキャピタル・ゲインによるものである。先に見たように近年にかけてIRA 資産の中でミューチュアル・ファンドの比率が高まっていること

も勘案すれば、とりわけファンドからのキャピタル・ゲイン分配金がIRA 残高の伸びに大きく寄与したものと推測される。対照的に、そうした状況下で課税上の恩典がともなうIRA 拠出については、近年その名目額がほとんど変化していないことから、残高の伸びに対する相対的な貢献度は徐々に低下している。

IV. TRA97による改革

1. 伝統的 IRA

以上のような変遷を経て、TRA97は、従来よりも多くの納税者がIRA を利用できるようにその適用範囲を拡大した⁹⁾。まず伝統的IRA については、企業年金加入者による拠出の控除資格が得られる所得額が漸次引き上げられることとなった。控除限度額が漸減するAGIの範囲は、1998年以降、表4のようになる。

また、従来は夫婦のいずれかが企業年金に加入していると、残りの配偶者も加入者と扱われ

表 4 伝統的 IRA 拠出のための所得（AGI）制限

	独身者	夫婦合算申告者
1998年	\$ 30,000－40,000	\$ 50,000－60,000
1999年	\$ 31,000－41,000	\$ 51,000－61,000
2000年	\$ 32,000－42,000	\$ 52,000－62,000
2001年	\$ 33,000－43,000	\$ 53,000－63,000
2002年	\$ 34,000－44,000	\$ 54,000－64,000
2003年	\$ 40,000－50,000	\$ 60,000－70,000
2004年	\$ 45,000－55,000	\$ 65,000－75,000
2005年	\$ 50,000－60,000	\$ 70,000－80,000
2006年		\$ 75,000－85,000
2007年		\$ 80,000－90,000

（注）例えば2000年で、36000ドルの AGI を得て、401（k）プランに加入している独身者の場合、 $2000 \times \{1 - (36000 - 32000) / 10000\} = 1200$ で、1200ドルまで IRA への非課税拠出ができる。

て IRA の利用が制限されていた。そこで TRA97は、一方の配偶者だけが企業年金に加入している場合には、夫婦ともに加入している場合よりも非課税控除のための所得限度額を高く設定した。すなわち、夫婦で合算した AGI が150,000ドルを超えると控除額の減額が開始され、同160,000ドルを超えた場合に控除額が0とされたのである。

ところで、IRA（後述のロス IRA を含む）の制度においては、59.5歳に達する前に積み立てを引き出したときは、通常の所得税に加えて10%のペナルティ・タックスを課されるのが原則である。従来では、このペナルティが免除されるのは、当該納税者が死亡したり、身体障害によって退職したときなど非常時のケースに限定されていたが、TRA97は、さらに①最初の住宅購入を目的とする引出し（生涯で最大10,000ドルまで）と②本人や家族が高等教育を受けることを目的とする引出しをペナルティ・タックス免除の要件に加えた。

2. ロス IRA

TRA97によって新設されたロス IRA も基

本的に伝統的 IRA と同様な個人の退職貯蓄勘定である。しかし、伝統的 IRA における課税関係とは正反対に、ロス IRA では拠出が所得控除されないで、一定の条件を満たした適格給付（Qualified Distribution）による引出しは非課税となる。ロス IRA の最大の特徴こそ、この「税の前払い」という性格に他ならない¹⁰⁾。

ロス IRA への控除否認の拠出は、伝統的 IRA への拠出額との合計で年間2,000ドルが個人の報酬のいずれか少ない額まで可能である。

（夫婦世帯では、4,000ドルか、夫婦の報酬合計額のいずれか少ない方まで拠出できる。）その際、独身者の場合で AGI が95,000ドルから110,000ドルの範囲で、夫婦合算申告の場合で150,000ドルから160,000ドルの範囲で、それぞれ拠出限度額が漸減していく。ただし、注意すべきは、ロス IRA では、伝統的 IRA の場合と異なり、この所得制限が企業年金に加入しているかに関わらず、すべての個人に対して適用されることである。

また、100,000ドル未満の AGI をもつ納税者は、伝統的 IRA からロス IRA へのロール・オーバーが認められる¹¹⁾。その際、移し替えた額は、口座から引き出されたものと見なされて所得税の課税対象となるが、ペナルティ・タックスは適用されない¹²⁾。なお、一旦設定したロス IRA から伝統的 IRA への移管はできない。

さらに、後述の議論との関連でロス IRA の制度上の特徴として、以下の二点に留意する必要がある。一つは、伝統的 IRA とは異なり、RMD の義務が課されていないことである。つまり、ロス IRA の保有者は、70.5歳を過ぎた後も IRA を取り崩す必要はなく、勤労者であ

る限り拠出も継続できる。いま一つは、適格条件を満たさずにロス IRA を引き出しても、それまでの拠出部分に相当する額についてはペナルティが免除されることである。過去の拠出額を超えて非適格の引出しを行った場合には、拠出から生じる収益部分にのみ所得税とペナルティ・タックスの双方が課される。伝統的 IRA から移管されたロス IRA についても、移管後5年経過すれば、移管された額の引出しにはペナルティは課されない。

V. 伝統的 IRA とロス IRA の比較

1. 等価性の条件

伝統的 IRA は拠出が非課税で、将来引き出した時にその元利合計に所得税が課される。これに対して、ロス IRA は拠出が課税される代わりに、その後の収益は一切課税されない。したがって、表5のように原則として伝統的 IRA もロス IRA も課税のタイミングが異なるだけで、その課税後引出し額に与える効果は同じである¹³⁾。

しかしながら、両者の等価が成立するには、少なくとも以下の三つの基本的条件が満たされていなければならない。第一に、適用税率 (T) が生涯にわたって一定であることである。退職期の限界税率が拠出 (勤労) 時よりも低下 (上昇) すると予想される場合は、伝統的

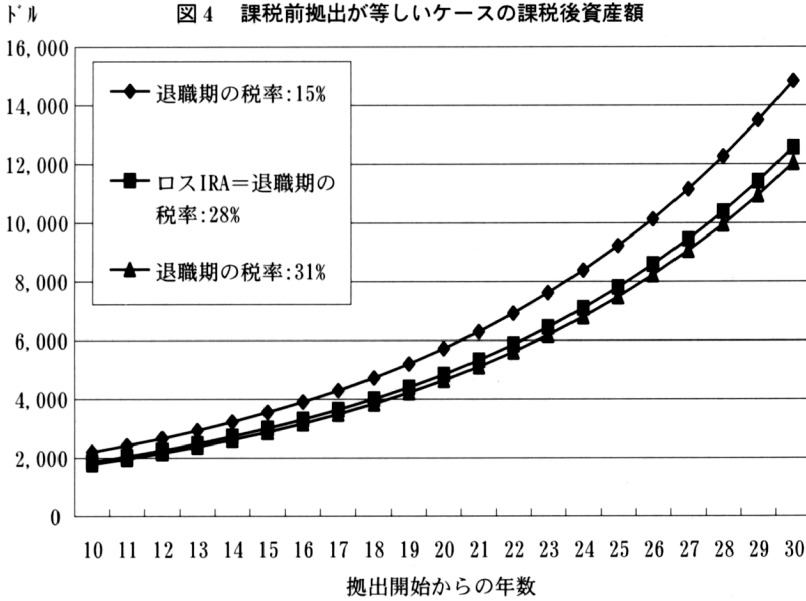
IRA とロス IRA との課税時期の違いから、一般に伝統的 IRA の方が有利 (不利) であると考えられる。図4は28%の税率区分に位置する納税者が各 IRA に1,000ドルの課税前拠出を行い、毎年10%の収益率で運用した場合の課税後の引出し額 (適格要件が充足されているとする) を示している。引出し時 (退職期) に15%の税率に直面する場合の伝統的 IRA の引出し額は、当然ながらロス IRA のケースよりも大きくなる。逆に、引出し時に31%の税率が適用されるケースでは、伝統的 IRA の引出し額はロス IRA を下回る。

第二に、両者において同額の課税前貯蓄 (S) が拠出されることである。しかし、実際は IRA 拠出額に上限が設定されているため、ロス IRA の方が伝統的 IRA よりも実質的に多額の非課税貯蓄が可能となる。これは、両者の拠出限度額 (2,000ドル) が同額であるとはいえ、それがロス IRA 場合に「課税後所得」なのに対して、伝統的 IRA の場合は「課税前所得」だからである。このメリットにより、勤労期に比べて退職期の税率が低下するケースにおいてさえ、ロス IRA はなお伝統的 IRA よりも有利になりうる。図5はそうした可能性の一例を示している。この場合、伝統的 IRA には2,000ドルの課税前拠出を行うが、初期の租税節約額560ドルは通常貯蓄で運用する。ロス IRA には図4と同じく2,000ドルの課税後拠出を行う。このとき勤労期の税率28%が退職期に

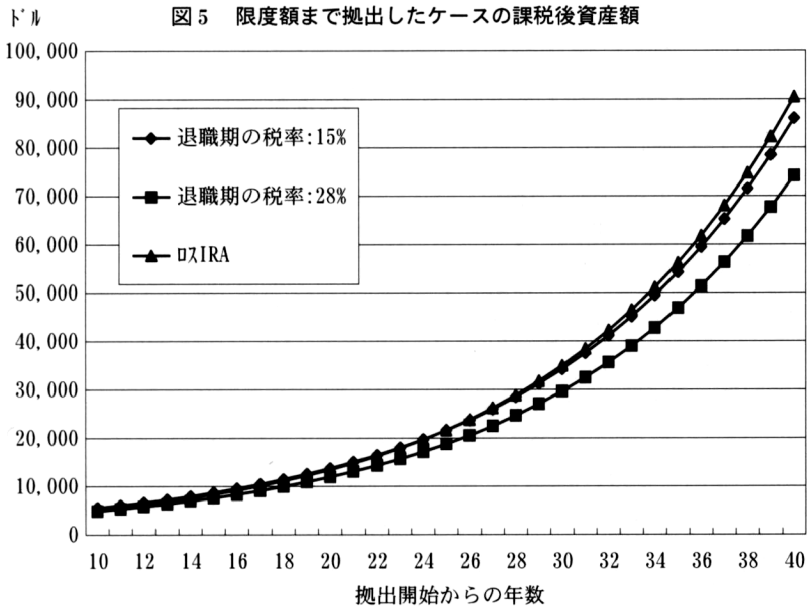
表5 伝統的 IRA とロス IRA の課税関係

	拠 出	引出し	引出し額の現在価値
伝統的 IRA	S	$S(1+r)^n(1-T)$	$S(1-T)$
ロス IRA	$S(1-T)$	$S(1-T)(1+r)^n$	$S(1-T)$

(S : 課税前拠出金, T : 適用税率, r : 貯蓄の収益率=割引率, n : 貯蓄年数)



(注) 課税前抽出額が1000ドルのケースで、抽出時の適用税率は28%とする。
年々の収益率は10%とする。



(注) 伝統的 IRA は課税前抽出額が2000ドル、ロス IRA は課税後抽出額が2000ドルのケース。
伝統的 IRA は租税節約額560ドルを通常貯蓄として運用する。
抽出時、積立て時の適用税率は28%とする。
年々の収益率は10%とする。

表 6 伝統的 IRA とロス IRA の比較 (2000年)

	伝統的 IRA	ロス IRA
年々の拠出 限度額	2,000ドル (夫婦合算申告で4,000ドル) 以下 (教育 IRA を除くすべての IRA の合計) あるいは稼得所得の100%。	同左
利用資格	・ 70.5歳未満で、稼得所得を得ていること。 ・ 配偶者が企業年金加入者であるが、自らは企業年金に加入していない者は、AGI 制限 (15万～16万ドル) の下で2,000ドルまで非課税拠出できる。	・ AGI 制限 (独身者で 9 万5,000～11万ドル, 夫婦合算申告で15万～16万ドル, 夫婦個別申告で 0 ～ 1 万ドル) の下で稼得所得を得ていること。
控除可能性	・ 納税者が企業年金非加入者の場合、全額控除可能。 ・ 納税者が企業年金加入者の場合、控除は AGI 制限 (独身者で 3 万3,000～ 4 万3,000ドル, 夫婦合算申告で 5 万3,000～ 6 万3,000ドル, 夫婦個別申告で 0 ～ 1 万ドル) の適用を受ける。	・ 控除不可。
適格給付の要件と課 税状況	・ 59.5歳以降の引出しは、通常所得として課税。 ・ 控除不可の拠出に起因する引出しについては、元本部分には課税されない。	・ ロス IRA を開設してから 5 年以上経過し、かつ59.5歳以降の引出しは非課税。 ・ 59.5歳未満でも開設から 5 年以上経過していれば、死亡、身体障害、最初の住宅購入 (生涯で 1 万ドルまで) に充当する目的、での引出しは非課税。
早期引出しに対する 課税とペナルティ・ タックス	・ 非課税拠出と収益に対する通常の所得課税および10%のペナルティ・タックス。	・ 引出し額のうち収益部分に対して通常の所得課税および10%のペナルティ・タックス。 ・ 他の IRA から移管したロス IRA について、移管後 5 年以内の引出しは10%のペナルティ・タックス。
ペナルティ・タック スの免除要件	・ 死亡あるいは身体障害 ・ 口座保有者の平均余命にわたってのほぼ同額の定期的支払い ・ AGI の7.5%を超える医療支出 ・ 12週間を超える失業の際の、医療保険の保険料支払い ・ 最初の住宅購入 (生涯で 1 万ドルまで) ・ IRS が承認する高等教育費用の支払い	同左
必要最低給付	・ 70.5歳に達した後の 4 月 1 日までに引出しを開始する必要あり。	・ 70.5歳以降も引出しを開始する必要なし。 ・ 死亡後には引き出す必要あり。 (必要最低給付は受益者に適用)
ロール・オーバー (移管)	・ 他の IRA および企業年金からの移管、さらに他の IRA への移管が可能。	・ AGI が10万ドル以下の納税者は、伝統的 IRA からロス IRA への移管が可能 (夫婦個別申告者は不可) ・ 移管額は、移管のために充足すべき AGI 制限を計算する際の AGI に含まれない。

[出所] IRS [2000] Publication590, Slesmock and Suttle [2000] より作成。

15%に低下する場合でも、拠出から25年目でロス IRA の資産額は伝統的 IRA を凌駕するのである。

等価性のための第三の条件は、貯蓄の収益率（ r ）と割引率が等しいことである。ところが、現実には先に見たように、最近の IRA 資産額の増大のほとんどがキャピタル・ゲインで説明され、貯蓄の収益率は明らかに割引率（市場利子率）を超えている。そのような状況下では、ロス IRA にともなう税額の現在価値は伝統的 IRA の場合よりも確実に低くなる。ロス IRA にはそもそもキャピタル・ゲインなど割引率を超える収益、すなわち「超過利潤」に対する課税機構が欠落しているからである。

2. ロス IRA の特質

表 6 は、現行の伝統的 IRA とロス IRA の制度上の違いをまとめたものである。この表にもとづき、改めて伝統的 IRA とは異なったロス IRA の特質を整理しよう。

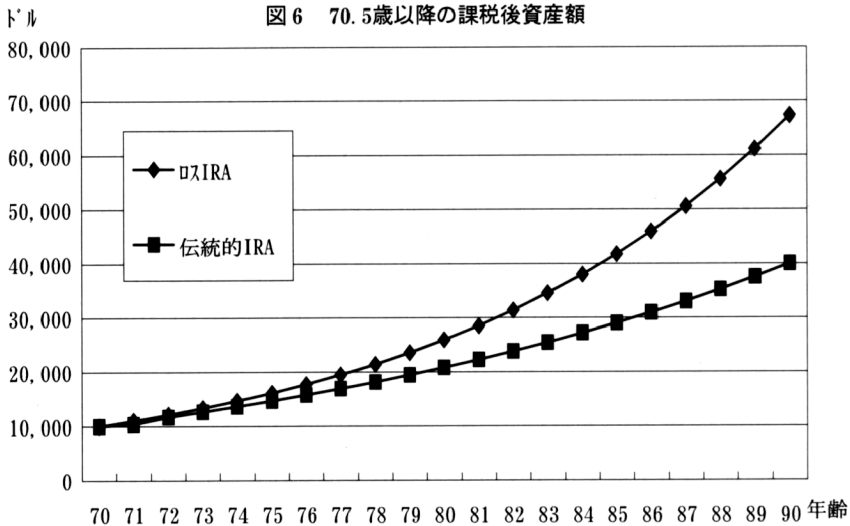
第一に、ロス IRA は次世代への遺産継承をより有利にすると考えられる。これは主として、ロス IRA には従来の IRA に義務付けられていた RMD の規定が存在しないことに因る。すなわち、ロス IRA の保有者は、70.5 歳に達してからもこれを取り崩す必要がなく、死亡後に非課税で蓄積した資産をそのまま子孫に継承させることが可能となる。図 6 は、70 歳の時点で同額の IRA の資産額が、RMD の義務のある伝統的 IRA とそうでないロス IRA とでそれ以降どのように推移するかを示している¹⁴⁾。その際、70 歳で 10,000 ドルの IRA 資産額を保有する者が、伝統的 IRA のケースでは毎年 RMD を引き出し、これを通常貯蓄として運用するのに対して、ロス IRA のケースで

は保有資産額をそのまま運用し続けるとしている。図 6 に示されるように、この想定にもとづけば 85 歳の時点で後者の成長率は前者の 1.5 倍を超える。

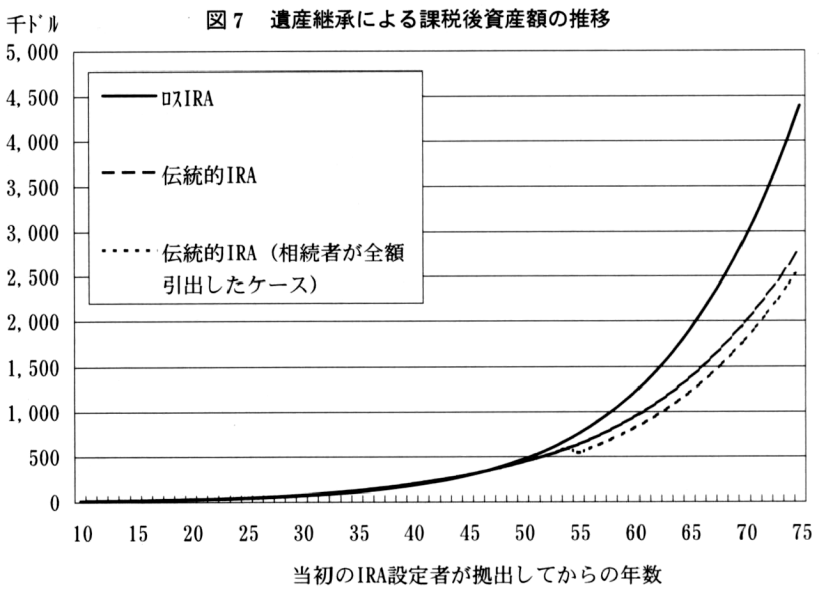
遺産を相続した子の立場から見ても、ロス IRA はさらに有利となる。というのも、このとき相続者には RMD の義務が発生するものの、依然として非課税の資産形成を継続することができるからである。加えて、ロス IRA には所得税の前払いによって遺産税の課税対象額が減額されているために遺産税を節約できるというメリットもある。図 7 は、いくつかの仮定にもとづき、当初の IRA 保有者の貯蓄から引き続いて、相続後の資産額の推移を辿っている。この場合、課税後のロス IRA 残高が課税前の伝統的 IRA 残高と課税後の通常貯蓄の合算額を上回るのは、IRA 拠出から 47 年目である。そして 55 年目の遺産継承から 20 年後には、ロス IRA によって蓄積された資産からの消費可能額は伝統的 IRA の約 1.7 倍に膨れ上がる。

要するに、ロス IRA と伝統的 IRA ではまず親の生存中における RMD の有無によって格差が生じ、そうした格差をもとにしてなお財産を相続した子が非課税貯蓄を継続することで両者の格差はいっそう拡大する。こうしてロス IRA は相続を通じて、伝統的 IRA よりも大きな利益を次世代に継承できるのである。

第二に、ロス IRA には早期引出しの誘因が強く働きやすいことである。伝統的 IRA は適格要件に該当しない早期引出しには、その全額に所得税とペナルティ・タックスが課せられるのに対して、ロス IRA では同様の場合に拠出部分に対するペナルティが免除されるからである。



(注) 70歳で10,000ドルのIRA資産額を保有していると仮定
伝統的IRAでは、毎年必要最低給付額だけ引出し、それを通常貯蓄として運用する。
したがって、伝統的IRAの資産額は、伝統的IRA残高と通常貯蓄残高を加えたものである。
年々の収益率は10%とする。



- (注) 以下の想定にもとづく。
- 1) 当初のIRA保有者(夫婦)は30歳で4,000ドル(伝統的IRAは課税前、ロスIRAは課税後)の拠出を行う。
 - 2) 伝統的IRAの場合は、初年度の租税節約1,120ドルを通常貯蓄として運用する。
 - 3) 伝統的IRA保有者は71歳(41年目)以降、必要最低給付額のみ引き出し、引出し額は、通常貯蓄と合わせて運用する。
 - 4) IRA保有者は85歳(55年目)で死亡し、その時点で彼の子(55歳)が全額相続する(遺産税は考慮しない)。
 - 5) IRAおよび通常貯蓄を相続した子は、引き続き自らの平均余命にしたがって前者を引き出し、引出し額は通常貯蓄として運用する。
 - 6) 年々の収益率は10%、所得税率は全期を通じて28%とする。

ところで、伝統的 IRA や 401 k プランのよ
うな貯蓄インセンティブ・プランが貯蓄額を増
加させることを支持する一つの有力な根拠とし
て、貯蓄者の自制（self-control）や心理的要
因を重視する ‘mental accounting’ の理論
がある¹⁵⁾。つまり、IRA や 401 k プランでは、
早期引出しに際してのペナルティの存在によっ
て、貯蓄者は通常の銀行預金などよりもいっ
そう現金に手を出しにくくなるため、結果とし
てより多くの貯蓄が期待されるというものであ
る。したがって、この考えによれば、ロス IR
A には、伝統的 IRA に組み込まれたペナル
ティという「たが」が存在しないので、それま
での掛け金を心理的に引き出しやすくなってい
ると言うことができる。

ロス IRA の第三の特質として、企業年金加
入者の適用範囲が広いことも見逃せない。すな
わち、ロス IRA は従来より高額の所得を得る
企業年金加入者に対しても利用資格を付与して
いるのである。そのため、これまで所得が高
すぎて伝統的 IRA を利用できなかった企業年
金加入者も IRA への参加が可能になっている。
夫婦合算所得が 160,000 ドルまでの企業年
金加入者は少なくともロス IRA を利用でき
るようになる。

VI. TRA97による IRA 改革の 含意——むすびに代えて

最後に、上記の特質を備えたロス IRA の導
入に特徴付けられる、TRA97による IRA 改
革が今後のアメリカの租税政策・退職所得保障
政策に与える含意をまとめて本稿のむすびとし
よう。第一に、貯蓄に対するマイナスの影響の
可能性である。まず、TRA97では、伝統的 IR

A を利用するための企業年金加入者に対する
所得制限が徐々に引き上げられることによっ
て、それまで IRA への非課税拠出が許されな
かった者もそうした新たな機会を享受できるよ
うになる¹⁶⁾。しかし、新たに資格を得る世帯が
実際どれだけ IRA に追加的拠出を投じるかは
判然としない。なぜなら、将来の新規資格取得
世帯のほとんどがすでに 401 k プランや他の税
制適格年金に加入しているからである。IRA
と他の税制適格プランは、税制上のメリットの
点でほとんど同じなので、既存の年金プランに
対して最大限可能な拠出をしている者でない限
り、わざわざ新しく IRA の口座を開設するイ
ンセンティブは働きにくいのである。適格年金
非加入者という制約の撤廃によって拠出額が驚
異的に増大した 1980 年代の前半には、未だ 401
k プラン等があまり普及しておらず、その点で
現在とは状況が決定的に異なっている。

したがって、退職貯蓄としての IRA の利用
が意味をもつのは、他の税制適格年金プランに
毎年限度額いっぱい拠出をしている者であ
る。たが、そのような比較的裕福な世帯でも、
必ずしも IRA への拠出によって貯蓄額を増加
させるとは限らない。単に手持ちの貯蓄形態を
課税上有利な IRA にシフトするだけであるか
もしれないし、IRA の利用で課税後収益率が
高まれば、所得効果によってかえって貯蓄額を
減少させる可能性もあるからである。

また、今回導入されたロス IRA には伝統的
IRA のような引出しに対する歯止めがなく、
拠出部分についてはいつでも自由に引き出すこ
とができる。しかもそのようなロス IRA は拠
出に際して伝統的 IRA と代替関係にあり、後
者から前者へのロール・オーバーも可能となっ
ている。このようにして、TRA97は早期引出

しが容易となるロス IRA の導入により、これと競合する伝統的 IRA への拠出額を減少させるだけでなく、これまでの IRA 資産がロス IRA へのロール・オーバーを通じて漏出する可能性をも惹起しているのである。

さらに、新たな制度の下では、大学教育や住宅購入を目的とする引出しに対してペナルティ・タックスが免除されることから、IRA の短期貯蓄としてのメリットがより高くなっている。この点もまた IRA からの早期引出しを有利にし、短期的には貯蓄にマイナスの影響を与えるものと考えられる。

第二に、「企業年金非加入者の退職所得保障」という IRA 本来の意義の弱化である。歴史的に見れば、企業年金加入者にも無制限に IRA 参加を認めた ERTA81は、IRA の企業年金非加入者のための個人勘定という基本的性格を払拭したものの、その後の TRA86は、企業年金加入者に対して厳格な所得制限を課すことで、拠出の減退という代償を払いながらも、旧来の IRA に回帰しようとする試みであったと評価される。しかし、TRA97は、伝統的 IRA の所得制限を大幅に拡大しただけでなく、ロス IRA の創設によってさらに富裕な企業年金加入者にも IRA への扉を開くことになった。こうして、まず TRA97は、TRA86による従前の方針から一転して、IRA をより普遍的な貯蓄優遇制度の方向に接近させることになったのである。

しかし、それにも増して重要なのは、ロス IRA を通じた遺産継承の有利性が、納税者が自らの退職期に備えるためというよりも、子孫により多くの資産を残すために IRA を利用しようとする誘因を引き起こしていることである。すなわち、貯蓄優遇の利益が当初の IRA

設定者を超えて、次世代にまで継承される可能性が生じている。これによって「退職期の所得保障」という IRA の根本的意義さえ揺るがされているのである。加えて、上述のように、退職前の早期引出しが制度上容易となっていることも IRA の退職貯蓄としての性格を薄弱にしている。

第三に、第二の論点に関連するが、所得課税による再分配政策目標の後退である。上述のとおり、TRA97では、これまでよりも富裕な企業年金加入者も IRA への参加が可能となっているが、アメリカの総合所得税の下、高い所得階層に位置する個人ほど追加的な所得にかかる限界税率は高まるので、そうした世帯ほど IRA からより大きな利益を得ることになる。一方で、所得税を支払わない低所得層にとっては IRA の利用範囲拡大はまったく意味をなさない。

また、ロス IRA による世代間遺産継承は、とりわけ高資産家に対して有利な相続の機会を与え、所得税の垂直的公平を弱める可能性がある。相続を目的とする、ロス IRA を利用した有利な資産運用を図れるのも、自らの退職後の生活を賄えるだけの十分な資産を別途蓄えている者に限られるからである。

*本稿は、2001年6月に文京女子大学で開催された証券経済学会第55回全国大会での報告内容を加筆修正したものである。当日は代田純立命館大学教授から貴重なコメントをいただいた。記して感謝いたします。

注

- 1) TRA97では、その他の大きな目的として、子女税額控除 (child tax credit)、高等教育費税額控除 (HOP E credit) 等の創設によって、子供を養育する家族の税負担を軽減して、教育へのインセンティブを高めることも重視された。
- 2) 1998年10月にアメリカの個人貯蓄率はマイナスに転じ

たと発表されているが、これは同年7月に商務省経済分析局の National Income and Product Account による「個人貯蓄」の定義が変更されたこと (ミューチュアル・ファンドからのキャピタル・ゲイン分配金を個人貯蓄から除外) に因るところが大きい。また、個人貯蓄率を評価する場合、GDP 統計と対応させるために、貯蓄の項目にキャピタル・ゲインが含まれていない点にも注意が必要である (Verma and Lichtenstein [2000], pp. 1-5を参照)。

- 3) 例えば、D. Bernheim は、独自のモデル分析の結果、典型的な家計は、退職期に備えて、現在の貯蓄性向を3倍に引き上げる必要があると論じている (ACCF Center for Policy Research [1995])。一方、Gale [1997] も、Bernheim の分析方法を改善しつつ、1992年の Survey of Consumer Finances のデータを利用して、アメリカ国民の53%は住宅資産を除いて十分に貯蓄しておらず、そういった傾向はとりわけ低学歴者・高齢者・年金プランの非保有者に際立っていることを見出している。この分野の先行研究サーベイについては、Warshawski and Ameriks [2000] を参照。
- 4) 一国の資本蓄積の水準を表す国民貯蓄は、民間貯蓄と政府貯蓄から構成され、さらに民間貯蓄は個人貯蓄と企業貯蓄に大別される。したがって、もちろん個人貯蓄だけが増大しても、それにとまって他の分類の貯蓄 (例えば、政府貯蓄) が減少すれば、必ずしも国民貯蓄全体の増加につながるとは限らない。TRA97で民間貯蓄の拡大が政策目標とされたことには、1990年代中頃から単年度の財政赤字が急速に縮小し、政府貯蓄が改善の兆しを見せてきたという背景もある。
- 5) U.S. Treasury [2000] を参照。また同報告によると、現在、アメリカでは7300万の勤労者とその配偶者が企業年金に加入しておらず、5000万以上のアメリカ人は退職貯蓄を一切保有していないという。
- 6) 同様な目的から、1962年には自営業者退職年金法により、自営業者や非法人事業主を対象とした Keogh プランが創設されている。
- 7) ICI によると IRA を通じたミューチュアル・ファンドのタイプ別構成比は、1998年末で、株式ファンド: 67%、債券ファンド: 11%、ハイブリッド・ファンド: 9%、MMF: 13%となっている (ICI, *Mutual Fund Fact book 1998*, p. 52より計算)。
- 8) ここでの IRA 残高の変動要因分析は、Yakoboski [1997], Sabelhaus [2000] に依拠している。ただし、そこでは1984年以前と最新の数値が欠けているため、本稿ではそれらを推定し補足している。
- 9) TRA97はロス IRA とともに退職勘定ではない教育 IRA (education IRA) を創設している。それによると、当該年度の所得が11万ドル以下の個人で、18歳未満の子供の教育費に充てる目的で、子供1人につき年間500ドルまでの拠出が可能となる。
- 10) これまでロス IRA は一般に back-loaded IRA と呼ばれ、これに類似した貯蓄プランが何度か議会に提出されている。例えば、1991年大統領予算で提案された FSA (Family Saving Account) は、個人勘定に年間

2500ドルまでの非控除拠出を行い、その後の運用益には課税されず、拠出から7年後には非課税で引出しを認めるというものであった (Burman et al [1990], p. 260)。back-loaded IRA が政治的に好まれる最大の理由は、その税の前払いという性格によって、当面の税收減を回避しながらも貯蓄インセンティブの提供が可能にあることにある。なお、ロス IRA の名称は、その創設に尽力した William Roth 上院議員に因んでいる。

- 11) IRS によるとロス IRA が導入された1998年において、IRA 資産から7410億ドルが引き出されたが、そのうちロス IRA へのロール・オーバーは3930億ドルと引出し額の過半を占めている (IRS, *Individual Income Tax Returns 1998*, p. 22)。
- 12) 導入初年度にはロール・オーバーの額に対して4年間にわたる所得税の平均化措置が適用されたが、1999年以降この措置は認められていない。
- 13) 伝統的 IRA とロス IRA の等価性の原理は、古くは Andrews [1974] による、支出税における適格勘定と前納勘定の併用の構想にまで遡る。これによって Andrews [1974] は、支出税を簡素化し、その執行可能性を高めたと評される。しかし、一方、Wallen [1975] は、両勘定の等価性条件を5つ (①初期における富が存在しないこと、②個人は遺産を残さないこと、③税率が累進でなくかつ長期にわたって一定であること、④資本市場が完全であること、⑤すべての所得を勤労所得と資本所得に分離できること) 指摘し、現実にはこれらの条件は満たされず、前納勘定は資産所得を永久に免税にするため公平上望ましくないとした。その後、Andrews [1974] のアイディアを採り入れて、両勘定方式を組み合わせた現代的支出税を提案した、イギリスのミード報告 (Institute of Fiscal Studies [1978]) も、上記のような前納勘定方式の問題点を認識して、同方式の利用はできるだけ制限すべきとの立場をとっている。
- 14) 現実の制度では、RMD について二種類の計算方法のいずれかを選択できることになっている。いずれも初年度の RMD 額は、前年末の IRA 残高を当該年における平均余命で割ったものになるが、二年目以降の算出に用いられる「平均余命」が両者で異なる。一つは、再計算法 (recalculating method) で、二年目以降の平均余命はその年度ごとに再計算され、IRA 保有者が生存しているかぎり、残高が全額引き出されることはない。しかし、保有者が死亡した翌年に IRA の受益者 (当初の保有者によって設定され、通常はその配偶者か子供) は全額引き出す必要があるため、累進課税によって所得税の負担が急増する可能性がある。もう一つは、期間確定法 (term-certain method) で、二年目以降の平均余命は前年のそれから1を引いたものとなる。したがって、この場合、保有者の生存中に IRA 全額取り崩さねばなくなるケースもあるが、保有者の死亡後もその受益者は、自らの平均余命に基づき、期間確定法で RMD を継続することが可能となる (RMD の計算方法については、Slesmock and Suttle [2000], chapter 6, pp3-40を参照)。ここでは、IRA 保有者の死亡時に受益者への継承がより有利となる後者の期間確定法によ

るモデル計算を行っている。

- 15) Shefrin and Thaler [1988], Thaler [1994] を参照。
- 16) CBO によれば、1995年の Survey of Consumer Finances に示される所得分布状況を基礎に、2007年以降の最終的な水準の所得制限が実施されたと仮定すると、新たに伝統的 IRA の利用資格を得る世帯数は1500万で、改革前よりもおよそ18%増加すると推定されている (CBO [2000], pp.30-31)。

参考文献

- ACCF Center for Policy Research [1995] *IR A Fact Sheet* (web site:www.accf.org/IR A Facts.htm).
- Andrews, W.D. [1974] "A Consumption-type or Cash Flow Personal Income Tax", *Harvard Law Review*, vol. 87, no. 6, pp. 1113-1188.
- Bernheim, D. [1999] "Taxation and Saving", *NBER Working Paper* no. 7061.
- Burman, L., J.Cordes. and L.Ozanne [1990] "IRAs and National Savings", *National Tax Journal*, vol. 43, no. 3, pp. 259-283.
- Congressional Budget Office [1987] *Tax Policy for Pensions and Other Retirement Saving*.
- Congressional Budget Office [2000] *An Economic Analysis of Taxpayer Relief Act of 1997*.
- Gale, W. [1997] "Will the Baby Boom be Ready for Retirement?", *Brookings Review* summer, pp. 5-9.
- Gravelle, J. [1995] *The Economic Effects of Taxing Capital Income*, The MIT Press.
- Institute for Fiscal Studies [1978] *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee chaired by Professor J.E. Meade*, Allen and Unwin.
- Internal Revenue Service [2000] *Individual Retirement Arrangements*, publication 590.
- Joint Committee on Taxation [1999] *Present Law and Background Relating to Tax Incentives for Savings*.
- Lange, J. [1998] "IRAs After the TRA97-What Hath Congress Roth?", *The Tax Adviser*, May, 1998, pp. 1-8.
- Sabelhaus, J. [2000] "Modeling IRA Accumulation and Withdrawals", *National Tax Journal*, vol. 53, no. 4, part 1, pp. 865-875.
- Shefrin, M. and R.Thaler [1988] "The Behavioral Life-Cycle Hypothesis", *Economic Inquiry*, vol. 26, no. 4, pp. 609-643.
- Slesmock, T. and J.Suttle [2000] *IRAs, 401(k)s, and other Retirement Plan*, Nolo.com.
- Thaler, R.H. [1994] "Psychology and Savings Policies", *American Economic Review*, vol. 84, no. 2, pp. 186-192.
- U.S. Treasury [2000] "Preparing for the Future by Increasing National Saving", *Treasury News*, June 8, 2000(web site:www.treas.gov/press/releases/ps689.htm).
- Venti, F. and D.Wise [1992] "Government Policy and Personal Retirement Saving", *Tax Policy and the Economy* vol. 6, NBER, pp. 1-41.
- Verma, S. and J.Lichtenstein [2000] *The Declining Personal Saving Rate: Is there Cause for Alarm?*, The Public Policy Institute, March 2000 (Web site:www.research.aarp.org).
- Warren, A.C. Jr. [1975] "Fairness and a Consumption-type or Cash Flow Personal Income Tax", *Harvard Law Review*, vol. 88, no. 5, pp. 931-946.
- Warshawski, J. and J.Ameriks [2000] "How prepared Are Americans for Retirement"

in Mitchell, S, P.Hammond and A.Papaport ed. *Forecasting Retirement Needs and Retirement Wealth*, University of Pennsylvania Press.

岡伸一 [2000] 「私的年金制度」, 藤田伍一・塩野谷祐一編 [2000] 『アメリカー先進諸国の社会保障(7)』, 東京大学出版会, 115-129頁。

証券団体協議会議 [1999] 『海外における株式投資に係る税制等の優遇措置』, 日本証券経済研究所。

日本証券経済研究所編 [1998] 『図説アメリカの証券市場 1998年版』。

アメリカにおける個人退職勘定 (IRA) の変容

<参考資料>

Board of Governors of Federal Reserve System, *Flow of Funds Accounts of the U.S.*.

Employment Benefit Research Institute, *EBRI Data Book on Employee Benefit*.

IRS/Statistics of Income, *Individual Income Tax Returns*.

U.S. Department of Commerce, *Statistical Abstract of the United States*, Economics and Statistics Administration: Bureau of the Census.

(当所東京研究所研究員)